

工賃（賃金）向上支援チーム 委員名簿

平成30年度（五十音順、敬称略）

名 前	所 属
秋元 初心	中小企業診断士
阿部 裕一	多機能型事業所 はばたき職業センター
飯田 大輔	就労継続支援A型事業所 栗源協働支援センター
緒方 ともみ	千葉県障害者就労事業振興センター
雑賀 直人 （平成30年4月24日まで）	千葉県知的障害者福祉協会生産活動・就労支援部会
鈴木 真希子 （平成30年5月21日から）	
高橋 茂之	就労支援事業所 ロイヤルファクトリー
内藤 晃	千葉県社会就労センター協議会
中根 由佳	就労継続支援B型事業所 かたぐるま
中村 輝彦	多機能型事業所 ビーアンビシヤス
山本 初江	就労継続支援B型事業所 しおさい
岡田 慎太郎	障害福祉事業課長

千葉県工賃（賃金）向上支援チーム設置要領

平成29年10月31日制定

（設置）

第1条 国が定める『工賃向上計画』を推進するための基本的な指針を踏まえて策定する「千葉県工賃（賃金）向上計画」の策定及び進行管理をするため、千葉県工賃（賃金）向上支援チーム（以下、「支援チーム」という。）を設置する。

なお、支援チームは地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関の性質を有しない。

（委員）

第2条 支援チームは、委員15名以内をもって構成する。

- 2 委員は、健康福祉部障害福祉事業課長が指名する。
- 3 委員の任期は、定めないものとする。
- 4 委員は、希望により支援チームを辞退することができるものとする。

（組織）

第3条 支援チームには、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、協議会の議事を進行する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議）

第4条 支援チームは、健康福祉部障害福祉事業課長が委員を招集し開催する。

- 2 障害福祉事業課長は、必要に応じて関係者に出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

（報酬等）

第5条 委員の報酬は、無報酬とする。

- 2 委員が支援チームに出席した場合には、県の規定により旅費を支給するものとする。

（庶務）

第6条 支援チームの庶務は、健康福祉部障害福祉事業課において処理する。

（その他）

第7条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。